

令和2年度 第2回 平塚市バリアフリー推進協議会 議事録

日時：令和2年10月20日（火）14時～15時15分

場所：平塚市役所 本館6階 619会議室

議題

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 令和元年度生活交通改善事業計画の事業評価について | 【資料1】 |
| (2) 令和2年度事業予定及び進捗状況について | 【資料2】 |
| (3) 平塚市バリアフリー基本構想の評価について | 【資料3】 |
| (4) 平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る対応方針について | 【資料4】 |
| (5) その他 | |

出席者

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	
国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	三橋 裕	
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 交通対策課	課長	青木 雅人	
平塚警察署 交通第一課	課長	中村 宏	
神奈川県 平塚土木事務所 工務部 道路維持課	課長	川田 宗弘	
平塚市老人クラブ連合会		井上 雄允	
平塚市障がい者団体連合会		前田 美智子	
平塚市自治会連絡協議会		渡辺 光男	
平塚市民生委員児童委員協議会		森山 昭夫	
平塚商工会議所	常議員	永井 太郎	(欠席)
平塚市商店街連合会	会長	常盤 卓嗣	(欠席)
平塚市社会福祉協議会	事務局長	高橋 勇二	
神奈川県立 平塚盲学校	総括教諭	鈴木 剛	
平塚市バリアフリー基本構想策定時の公募委員		遠藤 和子	(欠席)
		山上 徳行	(欠席)

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部 企画室	副課長	仲手川 仁志	
神奈川中央交通株式会社 運輸計画部 計画担当	課長	露木 輝久	
神奈川中央交通西株式会社 平塚営業所	所長	細谷 敏行	(欠席)
一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会	事務局長	河原 貴治	
平塚市 まちづくり政策部	交通政策担当部長	森 直毅	
平塚市 道路管理課	課長	渋谷 直樹	
平塚市 道路整備課	課長	武井 敬	
平塚市 みどり公園・水辺課	課長	青木 繁	
平塚市 総合公園課	課長	小嶋 賢司	

【事務局】

所 属	氏 名
平塚市 交通政策課	森 好宏
	曾我 生郎
	石上 晃

(1) 令和元年度生活交通改善事業計画の事業評価について【資料1】

【資料1】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

【事務局】

令和元年度の生活交通改善事業計画の事業評価について、資料1のとおり取りまとめをさせていただきました。令和元年度は、神奈川中央交通（株）にて6両のノンステップバスが計画どおり適切に導入されましたので、この内容で協議会での合意を得た上で、関東運輸局へ提出したいと考えております。

なお、令和元年度は、別にタクシー事業による生活交通改善事業計画書も作成しましたが、最終的に補助金を活用できた事業者はいらっしゃらなかったため、バス事業のみ対象としております。

【座長】

何かご意見、ご質問はありますか。

(意見なし)

(2) 令和2年度事業予定及び進捗状況について【資料2-1】、【資料2-2】

【資料2-1】、【資料2-2】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

○ 公共交通特定事業

【座長】

公共交通特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(バス事業)

【構成員】

事業計画の変更部分についてご説明します。①のノンステップバスの導入について、令和2年度の事業予定は4両を下期に導入する予定でございましたが、新型コロナウイルスの影響で外出自粛等があったことから、収入がかなり落ち込んだこともあり、今年度の導入が見送りとなり、0両へ変更となります。

また、この場を借りての報告ですが、利用環境の向上ということで、JR平塚駅北口の駅前広場に情報案内表示機を3月26日から設置しています。国土交通省の補助や平塚市の補助を活用して導入させていただきました。平塚駅をご利用の際には、是非ご覧いただけたらと思います。

(タクシー事業)

【構成員】

UDタクシーの導入について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、タクシーの方も稼働がだいぶ落ちてしまい、各社予定していたものができなくなっているというのが現状です。10月1日までの導入状況としては、神奈中タクシーでの日産セレナの1台のみであり、ジャパンタクシーの導入はできていない状況です。

○ 道路特定事業

【座長】

道路特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【構成員】

5ページ、経路番号18番の須賀久領平塚中学校線の①視覚障害者誘導用ブロックの設置について、進捗状況の欄には「440m 施工中」という表現となっておりますが、現場の工事は完了していることを補足させていただきます。

【構成員】

4ページ、経路番号13番の後谷八幡裏線について、江陽中学校の南側道路における南側歩道の舗装の打ち換えになりますが、滑りやすい平板舗装からアスファルト舗装へ修する工事となります。令和元年度は計画200mのうち128mを実施し、今年度は残りの72mを実施する予定となっております。来年2月末までには完了する予定です。

【構成員】

2 ページ、経路番号 3 番の県道 606 号（大島明石）と経路番号 5 番の県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）については、事業は完了しております。皆様からのご要望やパトロールにより、道路や歩道で舗装等が傷んでいる箇所を発見した場合は、順次補修対応をさせていただきますいております。最近では、車道の消えかかったライン（外側線）を引き直すなど、安全確保にも取り組んでおります。

○ 都市公園特定事業

【座長】

都市公園特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

総合公園南側の比較的混雑するトイレ 4 箇所の改修について、令和元年度に工事が完了し、現在稼働している状況です。

○ 交通安全特定事業

【座長】

交通安全特定事業に関して、何かご意見、ご質問はありますか。

【構成員】

代官町交番前の交差点にエスコートゾーンが設置されたことについて、大変感謝申し上げます。普段、利用されている方から、便利に使わせていただいているという連絡がありました。音響式信号機は全ての横断部についてはありませんが、エスコートゾーンがついたおかげで迷わずに渡ることができる大変喜ばれておりましたので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】

今お話しいただきました、エスコートゾーンの件ですが、交通管理者であります平塚警察署の管理となりますが、今回の整備にあたっては、平塚土木事務所にて舗装の補修に伴い、エスコートゾーンを整備したという経過がありますので補足させていただきます。

【座長】

このことについて、事業者から何かありますか。

【構成員】

いろいろな役割分担はありますが、この協議会でいろいろと取りまとめていただいているので、ご相談しながら対応ができていると思っています。優先順位や、実際に工事をするとき、障がい者団体の方の声を聞いて、使いやすい道路にしていければと考えております。引き続き、事務局での取りまとめをお願いしたいと考えております。

【座長】

今後も連携しながら取り組めるよう、よろしくお願いします。

○ その他の事業

【座長】

その他の事業に関して、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【事務局】

今年度は新型コロナウイルスの関係で、予定どおりに会議やイベントが開催できなかった事業があります。代表的なところでいきますと、7ページの「心のバリアフリー」の項目、「②疑似・点字・誘導体験の実施」の事業計画については、年100回の実施を予定しておりましたが、10月1日時点で3回の実施となっています。なお、11月からの各種福祉学習の依頼は増えているとのこと。

そして、8ページの「心のバリアフリー」の「①心のバリアフリーのチラシ発行」と「③バリアフリーマップの作成」ですが、今後、オリンピック・パラリンピックのイベントでの啓発を予定しております。

また、「③バリアフリーマップの作成」については、後ほど、【資料2-2】でご説明させていただきます、ご意見をいただけたらと思います。

【座長】

続きまして、先ほど説明がありましたが、その他事業の「バリアフリーマップの作成について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

バリアフリーマップについては、その他の事業に掲げている心のバリアフリーの取組の「生活関連施設等のバリアフリー情報の発信」と「バリアフリーマップの作成」ということで、事業計画に位置付けているものです。

はじめに、これまでの経緯をご説明します。平成26年3月に基本構想を策定し、平成27年に事業計画の作成と続きまして、平成29年11月に重点整備地区内の生活関連施設に対してバリアフリー情報の照会を行いました。この照会結果を基に、平成30年3月に市のウェブサイトのひらつかわくわくマップに生活関連施設等のバリアフリー情報を掲載しているというのが現在の状況です。そして、令和2年度については、平塚市は神奈川県とともに、リトアニア共和国の共生社会ホストタウンでありますので、バリアフリーマップを作成し、共生社会ホストタウンのイベント開催時などに配布していきたいと考えており、令和2年11月下旬を目標に作成を進めています。

続きまして、現状と課題になりますが、平成30年3月にひらつかわくわくマップにバリアフリー情報を掲載してから現在に至るまで、生活関連施設の移転や生活関連経路においてバリアフリーの状況が変わってきておりますので、そういった状況を反映していきたいと考えております。

今後の予定になりますが、生活関連経路及び生活関連施設を再調査して、ひらつかわくわくマップを更新していくことを考えています。また、調査項目の例ですが、出入口の段差、休憩スペース、施設内エレベーター、障害者用駐車場以外にも、みんなのトイレも調査していきたいと考えています。なお、施設管理者によっては公開できる、できないがあると思いますので、公開の可否も確認していきます。そして、この再調査をもとにバリアフリーマップの文字情報の印刷面を更新する予定です。なお、地図のある面については、以前協議会でいただいたご意見をもとに背景図面や色合い、大きさなどを修正しています。

以上のとおり、バリアフリーマップの作成を進めていきたいと考えております。

【座長】

ただ今、事務局からバリアフリーマップの作成について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【構成員】

バリアフリー情報の更新について、関係者間での確認をお願いできますでしょうか。

【事務局】

ご意見のとおり別途照会させていただき、確認期間をとって進めさせていただきます。

【構成員】

今後の予定として、施設が変わったりしますが、更新のタイミングや、マップの刷り直しについては、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

バリアフリーの情報は適宜更新していくものと考えております。ひらつかわくわくマップの電子媒体は、年度単位で更新していくことを考えておりますが、バリアフリーマップはそれよりは期間がかかってしまうものと考えております。概ねの期間をお示できませんが、協議会の中で確認しながら、修正していきたいと考えております。

【構成員】

みんなのトイレについて、各施設の了解によって掲載していくというお話でしたが、いろいろな事情があるかと思いますが、車いすの方や視覚障がいの方など、なかなか公衆トイレは使いづらいので、みんなのトイレがあることがわかっていた方が、利用しやすいと考えております。これを載せないとバリアフリーにならないと考えておりますので、是非、公開可能にできるようにお話を進めていただきたいと思います。

【事務局】

ご意見いただきましたので、そのような方向で調整を進めていきたいと思っております。

【構成員】

先ほど、エスコートゾーンの設置についてお話がありました。平塚市では近隣の市町と比べてバリアフリー化がいろいろなところで整いはじめてきているので、上手く使えているものは、例えばホームページに情報を掲載していくというのもよいかと思います。バリアフリーマップには、載せきれない情報だと思しますので、ホームページ等で、取組の成果として公開していただくとよろしいかと思ひます。

【事務局】

ご意見いただいたとおり、なかなかこのマップを定期的に更新することは難しいものと考えておりますが、ひらつかわくわくマップのようにウェブ上にバリアフリー情報を掲載しているものがありますので、そちらの方であれば比較的更新しやすいと考えております。ご意見いただいた内容の掲載について、検討していきたいと思ひます。

【座長】

よろしいでしょうか。また、お気づきの点がありましたら、事務局のほうへご連絡のほどお願いします。

(3) 平塚市バリアフリー基本構想の評価について【資料3】

【資料3】を用いて、補足説明等を行い、質問や意見交換。

【座長】

こちらの議題では、バリアフリー法に基づく基本構想の評価結果をもとに、基本構想の方向性を議論させていただきますので、よろしくお祈ひします。

【事務局】

基本構想の評価については、まず、法の位置付けとしまして、バリアフリー法の第25条の2（基本構想の変更等）になりますが、条文を記載しております。「概ね5年ごとに基本構想における特定事業その他の事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認められるときは、基本構想を変更するものとする。」との位置付けがあります。

次に、基本構想の推進の経緯になりますが、平成26年3月に現在の基本構想を策定し、目標年次を令和2年度として、平成26年度から年2回ずつ協議会を開催してきました。そして、今回、令和2年度に基本構想の評価を行うといった経緯になります。

続きまして、次のページになりますが、市基本構想に掲げる事業計画の実施状況及び評価について、こちらの表は、資料3別紙をまとめた表となります。特定事業ごとに事業の実施状況と評価をまとめております。全体を通して、現基本構想の評価としましては、概ね事業が達成されておりますが、引き続きバリアフリーを継続していく必要があるというようにまとめさせていただいております。

【座長】

ただ今事務局から、基本構想の評価を行った結果、実施事業が概ね達成されているというところですが、各特定事業で継続的な実施や目標値の見直し等の必要性はあるといった説明がありました。このことについて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【構成員】

市基本構想に掲げる事業計画の実施状況及び評価について、表に、その他の事業「駅の移動円滑化」とありますが、これは何を示すものでしょうか。

【事務局】

こちらについては、資料3別紙の4ページになりますが、その他の事業「平塚駅周辺の移動円滑化」を示しております。

こちらは、市都市整備課が担当部署になりますが、平塚駅北口の駅前広場と改札階とのバリアフリー化については、施設管理者と調整を進めているという状況ですので、引き続き事業を継続していくということでまとめさせていただいております。

なお、表にあります「駅の移動円滑化」は表記が誤っておりましたので、資料3別紙の表記として「平塚駅周辺の移動円滑化」に訂正いたします。

【座長】

事務局にて、資料の訂正をお願いします。その他に何かありますでしょうか。

【構成員】

心のバリアフリーについて、概ね達成というところではありますが、疑似体験などは実施されれば達成という評価でよいのか、実施しただけでは、どのように良くなったのかがわからないので、評価しにくい部分ではあると思いますが、市民からどのような反応が出たのかがないと評価にならないのではないのでしょうか。今はコロナ禍で人との接触を避けたいという意識があるので、今は仕方ないと思いますが、コロナ禍が収束した中で、元に戻るのかを心配しています。今までよりも声掛けが少なくなったというのも聞いています。スーパーに買い物に行ったときに、なぜあなたはこんなところにいるの、と言われてしまった方もいて、どのような意味でその方は言われてしまったのかはわかりませんが、随分心の中で葛藤があったと聞いています。コロナ禍が済んだ後でも、このようなことが尾を引かないように、ハードがスムーズに行くようになって、心のバリアフリーは重要だと思っていますので、その結果の指標がとれるとよいかなど、アンケート調査になってしまうのかもしれませんが、当事者としてはそのような思いがあります。

【座長】

心のバリアフリーについて、どのようにくみ取っていくのかというところですが、事務局として何か考えはありますか。

【事務局】

心のバリアフリーの定着度について、どのように調べて評価していくのかというご意見でありましたが、事業計画のほうでは、啓発活動等の回数は確認できますが、その定着度を数値的に評価することはなかなか難しいと考えています。

例えば、アンケート調査というお話もありましたが、実施させていただいて、そのアンケート調査にきちんと答えていただける方であれば、心のバリアフリーは定着していると思われませんが、定着していない方を把握するのは難しいと考えています。なかなか、定量的な評価は難しいと思っていますが、ハードのようにゴールが見えているのではなくて、どうしてもソフト施策的なものは、事業を継続実施していかななくてはならないということを事務局でのまとめとしております。回答になっているかわかりませんが、事務局としてはこのように考えております。

【座長】

よろしいでしょうか。その他に何かありますでしょうか。

(意見なし)

【座長】

修正点については、修正していただくということですが、それでは、基本構想の方向性としまして、事業の継続的な実施や目標値の見直しの必要性について、ご了承いただけたものとして進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(4) 平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る対応方針について【資料4】

【資料4】を用いて、補足説明等を行いながら、質問や意見交換。

【座長】

続きまして、次の議題になりますが、基本構想の変更に係る対応方針について議論させていただきますので、よろしくお願ひします。

【事務局】

お配りの資料について、資料4参考1、2は、バリアフリー法の関係資料になります。資料4参考3は、今年5月に書面会議で意見照会させていただいた内容になります。

資料4についてご説明します。まず、1の変更の視点は4つあります。1点目は、先ほどご説明しました資料3の考え方になりますが、バリアフリー法第25条の2に基づく基本構想の評価結果を踏まえて変更するものであり、こちらについては、基本構想の継続的な実施が必要であることから、目標年次の延長、既存事業の目標値の見直し検討等を行う必要があると考えております。

次に、2点目は、資料4参考1の考え方となりますが、改正バリアフリー法を踏まえて変更するものであり、令和2年6月19日の一部施行では、基本構想の特定事業に教育啓発特定事業が新たに位置付けられたこと、さらには、令和3年4月1日にも一部施行を予定していますので、これらを踏まえて変更する必要があると考えています。

3点目について、資料4参考2のとおり、バリアフリー法第3条の基本方針における次期目標を踏まえて変更するという考え方です。現在は中間とりまとめが示されているところです。

4点目について、平塚市バリアフリー推進協議会の意見を踏まえて変更するものとしております。こちらは、5月に実施した書面会議の意見照会でも、生活関連経路の追加のご意見がありました。また、生活関連施設及び生活関連経路の拡大や事業の追加及び目標値の見直しにあたっては、事業者と十分に調整して、協議会の意見を確認しながら設定するようというご意見もいただいております。

以上の視点を踏まえて、次に2の変更内容のイメージとしましては、目標年次の延長、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路の拡大検討、特定事業の追加及び目標値の見直し等、その他、必要に応じて事業の見直しを行っていくものと考えております。

続きまして、2ページになりますが、基本構想に掲げる事業については、新たな事業として、教育啓発特定事業が位置付けられましたので、事業者には学校関係の機関・団体が入ってくるものと考えております。また、現在位置付けられている事業についても、目標年次の延長、目標値の見直し、取組内容の追加検討を行うものと考えております。そして、4の検討体制のイメージになりますが、現在のバリアフリー推進協議会でご意見をいただきながら、新たに庁内関係部局で構成する策定会議を立ち上げて、次期基本構想の案を作成していきたいと考えております。

最後に、3ページになりますが、5の検討スケジュールの案について、令和3年度の基本構想の変更を目標としています。こちらの理由については、改正バリアフリー法が令和3年4月1日に一部施行されること、バリアフリー法第3条の基本方針における次期目標が今後示されることを想定し、令和3年度中の変更を目標とするという考え方です。

そして、6の当面の対応としましては、今年度が基本構想の最終年次であるため、現行の基本構想の継続とともに平塚市バリアフリー推進協議会を継続していきたいと考えております。

説明は以上となります。

【座長】

バリアフリー基本構想の方向性について、本来であれば令和2年度中に改定する予定でありましたが、説明の中で法改正や目標値がまだ出てこないといった状況もありましたので、基本構想の変更は令和3年度を目標にしたいということでした。また、今の基本構想は1年延ばすものとして、令和4年度から新たな基本構想に移行するという趣旨で説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

(意見なし)

【座長】

それでは、事務局から策定体制やスケジュール等を含めて、本市のバリアフリー基本構想の変更の方向性につきましては、令和3年度を目標とすること、今の基本構想については継続することについて、ご承認いただけたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(5) その他

【事務局】

今後の予定になりますが、令和2年度下半期は、議題4で説明しました特定事業のイメージをもって、次期基本構想に掲げる事業の調整など、関係機関調整に入らせていただきたいと思います。また、調整の際には、事務局から意見照会等をさせていただきますのでよろしくお願いします。

引き続き、国のバリアフリーの動向を注視しながら、目標値や目標年次の見直し等の情報収集を行ってまいります。

最後に、次回の協議会の日程になりますが、令和3年5月下旬の開催を予定しております。来年の4月中旬には、開催通知をお送りできると思いますので、日程の調整及び出欠のご報告をよろしくお願いします。

以 上